

短期入所生活介護事業所 つばさ
(介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護)
運 営 規 程

目 次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 職員の職種別員数及び職務内容（第6条～第8条）
- 第3章 サービスの内容・利用料等（第9条～第12条）
- 第4章 緊急時の対応等（第13条～第15条）
- 第5章 その他運営に関する重要事項（第16条～第21条）

社会福祉法人 正生会

短期入所生活介護事業所 つばさ

(介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護)

運 営 規 程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正生会（以下「事業者」という。）が開設する短期入所生活介護事業所 つばさ（以下「事業所」という。）が行う指定(介護予防)短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の多種多様な福祉ニーズに対応できるよう福祉サービスの内容を充実させるとともに、職員の質を向上させ、より良い福祉サービスの提供を目指すものとする。

- 1 常に笑顔を中心掛け、明るく思いやりのある態度でふれあい、利用者・家族・地域住民との信頼関係をサービスを通じて築き上げます。
- 2 常に利用者への心配りを忘れず、心の通ったサービスを提供し、有意義な施設・在宅での生活を過ごして頂けるよう努めます。
- 3 常に前を見つめ、探究心・向上心を持って、自己の能力、技術向上のため、自己研鑽に努めます。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 短期入所生活介護事業所 つばさ
- (2) 所在地 静岡県焼津市田尻北792-1

(事業所の利用定員)

第4条 事業所の利用定員は20名とする。また、併設の特別養護老人ホームつばさにおいて、入所者に利用されていない居室又はベッドを利用した事業も行う。

- 2 事業所は、指定を受けた利用定員及び居室の定員を越えて利用させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は除くものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第5条 通常の送迎の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 焼津市・藤枝市

第2章 職員の職種別員数及び職務内容

(職員の職種別員数)

第6条 事業所に勤務する職種別員数は次のとおりとし、いずれも特別養護老人ホームの職員と兼務とする。

- | | | | |
|-----|---------|-------|------------|
| (1) | 管 理 者 | 1名 | (常勤職員) |
| (2) | 生活相談員 | 1名以上 | (常勤職員) |
| (3) | 介護職員 | 24名以上 | (常勤職員・非常勤) |
| (4) | 看護職員 | 3名以上 | (常勤職員・非常勤) |
| (5) | 機能訓練指導員 | 1名以上 | (常勤職員) |
| (6) | 管理栄養士 | 1名以上 | (常勤職員) |
| (7) | 医 師 | 1名以上 | (非常勤・嘱託) |

(職務の内容)

第7条 前条に規定する職員の職務は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|---------|---|
| (1) | 管 理 者 | 業務を統括し、職員を指揮監督する。 |
| (2) | 生活相談員 | 入・退所者の調整及び(介護予防)短期入所生活介護計画の作成及び生活相談に従事する。 |
| (3) | 介護職員 | 利用者の生活介護に従事する。 |
| (4) | 看護職員 | 利用者の保健衛生及び生活介護に従事する。 |
| (5) | 機能訓練指導員 | 利用者の日常生活上の機能訓練に従事する。 |
| (6) | 管理栄養士 | 利用者の栄養管理及び給食指導に従事する。 |
| (7) | 医 師 | 利用者の健康管理及び医療業務に従事する。 |

(職員の勤務態勢の確保)

第8条 事業者は、利用者に対し、適切なサービスが提供できるよう職員の勤務体制を定めておくものとする。

第3章 サービスの内容・利用料等

(サービス内容の説明)

第9条 事業所は、サービスの開始に際し、利用者の要介護・要支援状態の軽減又は悪化の防止、認知症の状態等心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、具体的な(介護予防)短期入所生活介護計画を作成し、利用者又は家族に説明して同意を得るものとする。

(事業の内容)

第10条 事業所は、事業を実施するため職員に次の事項を実施させるものとする。

- (1) (介護予防)短期入所生活介護計画の作成
- (2) 機能訓練及び日常生活の援助
- (3) 送迎の提供
- (4) レクリエーション等の実施
- (5) 利用者からの生活相談
- (6) 市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他のサービス事業者との連携
- (7) サービス提供記録の記載
- (8) その他この事業に関連する事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービス利用に当たって、利用者が守らなければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者が定めた諸規則を守るとともに、他の利用者に迷惑を及ぼすことは慎むこと。
- (2) 利用者は事業所の施設、設備等を本来の用途に従って利用するものとし、故意又は重大な過失によって滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用によって原状に復するか又は相当な代価を支払うものとする。
- (3) 外出する場合は、行き先と帰所時間を申し出ること。
- (4) 火気使用指定場所以外で喫煙しないこと。
- (5) 利用指定日の取消し、変更をする場合は、事前に連絡をすること。
- (6) 現金等貴重品は持ち込まないこと。
- (7) 職員や他の利用者に対し、宗教活動、政治活動を行わないこと。
- (8) 動物の飼育、持ち込みを行わないこと。
- (9) その他施設長や職員の指示に反する行為をしないこと。

(利用料等)

第12条 事業所がサービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣

が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 事業所は、前項の利用料のほか、重要事項説明書 別表に掲げる費用の支払いを受けることができる。

重要事項説明書別表 料金表に掲げるもののほか、事業によって提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、実費負担とする。

食費、居住費については世帯収入が一定額以下の場合には3段階の軽減措置がある。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の署名捺印を受けること。

第4章 緊急時の対応等

(緊急時の対応)

- 第13条 職員は、現にサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講ずるものとする。

(苦情処理及び損害賠償)

- 第14条 事業所は、利用者又はその家族から苦情等があった場合には、迅速かつ適切な対応をするものとする。

- 2 利用者又はその家族からの苦情に対して、市町村が行う調査に協力するとともに、助言を受けた場合は改善に努めるものとする。
- 3 利用者に対し賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに対応するものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 事業者は、非常災害に備えるため、具体的な計画を立て定期的に避難、救出訓練等を実施するものとする。

第5章 その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

- 第16条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲料水について、衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業者は、職員、利用者の清潔の維持及び健康状態について必要な

管理を行うものとする。

(掲示)

第17条 事業者は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他サービスの内容等重要事項を掲示するものとする。

(秘密の保持)

第18条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならないものとする。

2 職員でなくなった者も同様とする。

(職員の研修)

第19条 事業者は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年6回

(記録の整備)

第20条 事業者は、設備、備品、職員及び会計に関する記録を整備するものとする。

2 利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、契約終了の日から2年間保存するものとする。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、運営に関する事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年 7月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年 2月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年 8月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年 8月 1日より施行する。